

件名	愛媛県手数料条例の一部を改正する条例
主管課	建築住宅課
根拠法令等	建築士法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令及び建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和元年政令第95号及び第96号）
<p>【改正の概要】</p> <p>○改正する条例 愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）</p> <p>○改正箇所 別表 5 土木関係事務手数料</p> <p>47 名称：二級建築士又は木造建築士登録手数料 金額：（改正前）19,400円→（改正後）24,400円</p> <p>48 名称：二級建築士試験又は木造建築士試験手数料 金額：（改正前）17,900円→（改正後）18,500円</p>	
施行日	令和2年3月1日
<p>【その他参考事項】</p>	